

令和7年度座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務委託に関する質問に対する回答

	質問（質問内容は原文ママ）	回答
1	座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領 5 参加表明手続 (1) 提出書類 ア プロポーザル方式参加表明書（第1号様式）、イ 誓約書（第2号様式） Q 代表者の押印は不要と解釈してよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
2	座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領 5 参加表明手続 (1) 提出書類 ア プロポーザル方式参加表明書（第1号様式）、オ 納税証明書 Q 納税証明書は原本の写しでもよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
3	座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領 6 提案書の受付 (1) 提出書類 ア 提案書表紙（第3号様式） Q 代表者の押印は不要と解釈してよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
4	座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領 6 提案書の受付 (1) 提出書類 イ 提案書 Q1 フォントサイズの指定がございますか。また、カラー印刷でよろしいでしょうか。 Q2 用紙サイズは A4両面印刷とありますが、A3折り込みは可能でしょうか。 Q3 量に制限はなしと解釈してよろしいでしょうか。また、表紙と目次は量に含まれるでしょうか。	Q1 フォントサイズは原則 11 フォントが望ましいですが、タイトルや見出しなどを大きくすることは差し支えありません。カラー印刷でも問題ありません。 Q2 A3折り込みは可能です。 Q3 御認識のとおりですが、二次審査（プレゼンテーション）に適する量を推奨します。表紙、目次を含みます。
5	座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領 6 提案書の受付 (2) 企画提案書等の取扱い Q 提出様式（レール式クリアフォルダ、二穴フラットファイル、ホチキス2ヶ所綴じなど）の指定はございますか。	特に指定はございません。
6	座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務仕様書 6 成果品 (3) 議事録一式 Q 議事録は業務打合せ内容との解釈でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
7	座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務仕様書 7 その他 (1) Q ペロブスカイト太陽電池等の新技術によるものを選択肢に含めた提案とありますが、新技術の概算事業費が不明の場合、金額を含めない提案と解釈でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
8	提出書類のひとつである納税証明書について、以下の点をご教示いただけますでしょうか。 ① 国税と地方税のいずれの証明書が必要でしょうか。 ② 証明書の種類（例：「その1」「その2」等）の指定があればご教示ください。 ③ 提出形式は電子データでも可能でしょうか、それとも原本の提出が必要でしょうか。	① 国税と地方税の両方提出が必要です。（実施要領5（1）オ 参照） ② 滞納していない状況が分かれば、特に指定はございません。 ③ 電子データの提出も可能ですが、原本の写しを参加表明書と併せて提出が必要です。（実施要領5（3）提出方法 参照）

令和7年度座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務委託に関する質問に対する回答

	質問（質問内容は原文ママ）	回答
9	調査にかかる各書類については、座間市から提示していただける認識ですが相違ないでしょうか。	御認識のとおりです。
10	仕様書（１）（２）の調査結果から、導入可能な施設が20以下となる可能性もあるかと思えます。その場合は協議の場をいただけますでしょうか。	協議の場を設けます。
11	提案書の文字サイズ・フォントは「11フォントMS明朝」と指定されておりますが、資料を見やすくするため、表題など当該フォントよりサイズの大きい文字を使用することは可能でしょうか。	質問4への回答を参考にしてください。
12	仕様書「（１）調査対象施設等の情報収集・整理及び地域特性、環境特性等の調査・検討」について、「市有施設（別表の81施設）」というのは、貴市が保有する全施設か。もしくは、補助金申請時点で国の簡易的な設置判断基準を満たす施設が81施設であるという認識でよいか。	本市が保有している施設のうち、既に太陽光発電設備が設置されている施設や明らかに設置困難な施設等は除外しております。
13	仕様書「（１）調査対象施設等の情報収集・整理及び地域特性、環境特性等の調査・検討」について、「③施設の電気使用状況（契約電力、年間電力使用量）」は、市が既に情報を保有しているか。	一部保有できていない施設も存在します。
14	仕様書「（３）導入施設の選定及び詳細検討」について、構造計算書がある施設を前提として調査するという認識でよいか。また、旧耐震基準の施設は、既に耐震診断または耐震補強が行われているという認識でよいか（本業務で追加で耐震診断をする必要があるか）。	原則、構造計算書がある施設を前提としておりますが、構造計算書が無い場合は協議の場を設けさせていただきます。耐震関係についても同様です。（本業務で耐震診断は必要ありません。）

令和7年度座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務委託に関する質問に対する回答

	質問（質問内容は原文ママ）	回答
15	<p>仕様書「（3）導入施設の選定及び詳細検討」について、 「専門的な知識や知見を持つ有資格者等（一級建築士又は専門的な知識や知見を有する者）」とは、必須の資格はあるか。 また、どのような業務を想定しているのか。</p>	<p>特に必須の資格はございません。仕様書（1）、（2）を経て、（3）で選定された施設は、太陽光発電設備の導入がより現実的なものになると認識しておりますので、詳細検討事項を踏まえ、報告書の作成に当たっていただきます。</p>
16	<p>第三者とのコンソーシアム協定を締結したプロポーザル参加は可能か。 その上、以下の対応についてもご教示ください。 ・協定書の提出は必要があるか。 ・参加申込書、その他の書類はコンソーシアム名義で記載か、もしくは代表企業名の名義で良いか。 ・関連書類はコンソーシアム構成員のものをすべてそろえる必要があるか。 ・参加要件はコンソーシアム構成員がすべて出す必要があるか。</p>	<p>コンソーシアムでの参加は認めておりません。</p>
17	<p>実施要領 5 参加表明手続き（1）提出書類 オ 納税証明書について 納税証明書（法人税、消費税および地方消費税に係る納税証明書）につきましては、 「その1（納税額等の記載があるもの）」または「その3の3（未納の税額がないことの証明）」を想定しておりますが、ご指定はございますでしょうか。</p>	<p>質問8への回答を参考にしてください。</p>